

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

現在、町内の人口は2005年頃から0～14歳や15～64歳の現役世代の人口が減少する一方で、65歳以上の人口は増加している。また、第二次産業が60%、第三次産業が39%と町内の産業のほとんどを占め、なかでも製造業は産業別従業者数でみると、全国と比較して特化係数がきわめて高い。このような人口構造、産業構造の中、中小企業は人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると域内の産業基盤が失われかねない状況である。このような中、域内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、さらに経済発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に5件程度の先端設備導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。

2 先端設備等の種類

中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

坂祝町の産業は、広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

坂祝町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多様な業種が坂祝町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において、全業種を対象とする。

生産向上に向けた事業者の取組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT導入

による生産現場の業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多種多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和5年4月1日から令和7年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画認定から3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。